

延暦寺根本中堂安置の薬師如来像の尊容をめぐる覚書

——無動寺蔵・叡山文庫保管「山門根本中堂本尊事」の翻刻によせて——

津田 徹英

はじめに

建武二年（一三三六）十二月七日の比叡山延暦寺東塔一乗止観院根本中堂の罹災については『大日本史料』にも採録をみない。罹災の規模は知られないが、そのことを伝える「山門根本中堂本尊事」によれば、罹災を避けて瑠璃壇上の仏殿内から虚空蔵尾の彼岸所へ遷座された尊像は、翌日、仏殿内に復座している。そのことを思うと類焼等の大事には至らなかったとみられる。ただし、この折、勅定（後醍醐天皇か）をもつて遷座に及んだ根本中堂安置の尊像についての安否検分が指示されており、検分を命じられたのは座主・尊澄法親王（一一三一～八五）と法勝寺恵鎮（一二八一～一三五六）であった。小稿で取り上げる「山門根本中堂本尊事」は、その任にあった恵鎮の手記に当たる。

この「山門根本中堂本尊事」は、かつて毛利久氏がこれを駆使して「元龜以前の延暦寺根本中堂と安置仏」を執筆されており、^{（註1）}それは小稿で翻刻を行う無動寺蔵・叡山文庫保管本（以下、無動寺本）

であったようである。この無動寺本については大津市歴史博物館の企画展に出陳をみたことは記憶に新しく、^{（註2）}展示を担当された寺島典人氏は「山門根本中堂本尊事」が伝えるところの建武二年の検分に際して、三条仏師堯円が同行したことに着目された。^{（註3）}その後、山本勉氏も京都・三千院円融藏に伝来した原本（以下、三千院本）に拠りながら、やはり三条仏師堯円の一事跡を記録するものとしてこの「山門根本中堂本尊事」に言及をされている。^{（註4）}論者も「山門根本中堂本尊事」が延暦寺根本中堂本尊像の尊容を考えるうえで等閑視できない史料であると指摘したことがある。^{（註5）}このように「山門根本中堂本尊事」は存在すら全く知られない史料ではないが、これまで全文・全容が公になる機会はなかった。

そこで小稿では熟覧に及んだ無動寺本にもとづき、解題を付して「山門根本中堂本尊事」の全文を翻刻するとともに、あわせて延暦寺根本中堂安置の秘仏であった薬師如来像の尊容をめぐって考えるところを述べてみたい。

一、「山門根本中堂本尊事」解題

まず底本とした無動寺本の書誌に及んでおく。^(註6) 無動寺本は、巻末の識語から文政七年(一八二四)に延暦寺の執行であった探題僧正豪實が「梶井宮御文庫」すなわち三千院の文庫^{ふみくら}に伝来したものをもとに書写したことがわかる。すなわち、無動寺本は薄手の楮紙(各紙縦二七・二センチ、横四〇センチ前後)五枚を順紙継ぎとし、現状、冒頭に別紙見返しが付く。見返し(横二三・〇センチ)は、表面に金泥で薄くやり霞を刷き、水中より荃葉を伸ばす蓮の花を同じく金泥をもつて淡く線描する。一方、裏面は雲母引きとする。八双脇に「山門根本中堂本尊事」の外題を墨書し、その右傍に頭揃えて「辰廿四」と別筆併記があり、別に「綴山文庫／部数1421 書冊2020／津邊^{つぎ}」(／は折り返し)という叡山文庫の管理ラベルが貼り付けられている。これらは見返しともどもすべて後補である。

本紙の第一紙端裏上方には「山門中堂本尊事」とあり、その下に「円融房蔵領函」と墨書がなされている。『三千院円融蔵文書目録^(註7)』に拠ってみると「第一箱 領山門記」に分類される六五件のうちの第八番目に「山門中堂本尊事 一卷」が確認できる。その奥書には無動寺本が伝える建武二年の恵鎮識語とほぼ同文が記されており、これが無動寺本の底本であったとみなされる。無動寺本の端裏に「円融房蔵領函」とあったことも三千院円融蔵聖教における所在(箱分類)を記したことが了解されるであろう。

さて無動寺本は、第一紙の右縁から内題「山門根本中堂本尊事」までの横二一・四センチ幅で余白となる。第一紙の紙幅が三九・八セ

ンチを計測することを思うと、第一紙の半分以上が余白であったことになる。これは当初この余白が巻き込み部の役割を果たすべく意図された所以であり、端裏書は外題の役割を果たしていたとみなされよう。

その第一紙の余白部右下隅には単郭縦長の墨印「山門無動寺蔵」(縦七・六センチ、横一・五センチ)と、続いて単郭朱文の僅かに縦長の方印「沙門眞超」(縦四・二センチ、横四・〇センチ)が押捺されている。この「眞超」とは寺島氏のご教示によると該書奥書に自著識語を残す筆者・豪實そのひとのことであるという。

無動寺本が全五紙からなることは既に述べた通りであるが、『三千院円融蔵文書目録^(註9)』の書誌に拠ると、原本の三千院本は全四紙からなり、巻末に建武二年の恵鎮識語が記されるという(上述)。これに対して無動寺本では、建武二年の恵鎮識語が第四紙の左端に記されており、かつ、豪實は無動寺本の書写に際して、いくつかの文字について三千院本の文字に被った虫喰いの穴までも影写している^(註10)。三千院本と逐一文字を対比させた訳ではないが、無動寺本はその行取り・一行の文字数に至るまで三千院本に極力忠実であろうとしたように思われる。

なお、「山門根本中堂本尊事」の存在については、三千院本ともども昭和十八年に明文社から刊行をみた渋谷亮泰編『昭和現存天台書籍綜合目録^(註11)』下巻に「建武二年中堂本尊安置記」として記載をみる。ただし、そのような標題は三千院本、無動寺本ともに見出すことはできない^(註12)。おそらく記載にあたって、内容がわかるようにな

上付された名称であったことは想像に難くない。

ここで内容に及んでおくと、構成は大きく前・後に分かれる。すなわち、「中堂安置尊像の検分に至るまでの経緯」と「中堂安置の尊像検分」である。後者はさらに、①瑠璃壇上の「帳」周囲に安置される十二神将像の配置の差配、②座主ならびに恵鎮らの登壇と入「帳」ならびに「帳」内の様子、③「帳」内奉安の薬師如来像について、に分けることができる。そして、それぞれについて恵鎮は所感を交えながら記している。

これらのうち①で述べられる十二神将像は「立高三尺五寸」の彩色像で藤原道長発願にかかり治安初年頃^(註13)(一〇二一―三)に開眼供養を遂げた尊像であったようである。その配置について東面(Ⅱ正面)六躰、南面(Ⅱ向かって左側)と北面(向かって右側)に各三躰となるように、かつ、北面分の三躰の中央に「毘毘將」(すなわち金毘羅大将)が「子神」となるよう、三条大仏師堯円に指示して配置を改めたという。それは「最初次第」にもとづくものであったとする。無動寺本の第五紙には、本文を記さないが「十二」神将次第^(註14)の項目が立てられており、豪實は恵鎮の手になる本文とは別に安置次第を追記する用意があったものと思われる。

続く②では、瑠璃壇に「長講」^(註15)、恵鎮、座主が順次登壇に及んで、「帳」の艮(東北)方すなわち正面向かって右角から「帳」を引き開いて「長講」、恵鎮、座主の順でなかに入り安置尊像の検分を行ったことが記される。「帳」内の様子は四方障子となっていたが経年劣化でほとんどが朽損しており、また別に正面には銅製の格子が嵌

め込まれていたという。毛利久氏は『山家最略記』を引用して、瑠璃壇上の「帳」は宝形造の仏殿であったことを明らかにされた。^(註16)ここに「四角蔵手」と記されることを思えば、それは軒の四隅の蔵手を指すようであり、したがって宝形造の屋根は唐破風となつて、「上有如意宝珠」とあることも、屋根の中央頂の形状に関わるものであったろう。また、この仏殿に「金銅犬防」をともなっていたというが、^(註17)それは正面に嵌め込まれた銅製格子のことなのである。

その仏殿の規模について、毛利久氏は『元徳二年三月日吉社並叡山行幸記』に依拠して、「高一丈二尺」、「方一丈四尺」であったと指摘されたが、^(註18)『山門堂舎記』に引用をみる貞観元年(八五九)九月二十五日勘定の『資財帳』に拠れば、巨大覆屋のごとき一乗止観院堂内にあって、中堂(五間根本薬師堂一字)の規模が「長三丈、広一丈五尺五寸、高一丈二尺」であったと記す。^(註19)それは瑠璃壇上安置の仏殿と正面については検討を要するが、奥行と丈高は規模をほぼ同じくするところから、瑠璃壇上の仏殿は「根本薬師堂」そのものに替わり得るものであったようにもみうけられる。

そして、③では、仏殿帳内に安置をみた薬師如来像が合計十躰を数えたことを記す。いずれの尊容についても明らかにすることを憚って直接の言及はないが、筆録された各尊の丈高と員数は、慈円の口述を書き留めた『四帖秘決』第二帖「中堂事」^(註20)に筆録されるところの、元久二年(一二〇五)十二月二日に起きた中堂罹災時に緊急遷座となり、慈円が中心となって実施した検分の折の安置諸尊の丈高・員数と完全に一致する。もとより、それらの法量・員数は『叡

『岳要記』『山門堂舎記』『九院仏閣抄』に記録された延暦寺根本中堂安置の薬師尊像の丈高・員数とも一致する（後掲表1参照）。とすれば、建武二年に至るまで延暦寺根本中堂の帳内の尊像はそれぞれがそこに安置されて以来、基本的に変更なく伝えられており、尊像の入れ替わりはなかったことがここに確認できるであろう。そのことを明確になし得る点において建武二年の「山門根本中堂本尊事」の存在は等閑視する訳にはゆかないのである。^(註21)

二、根本中堂安置の薬師如来像の実相

さて、「山門根本中堂本尊事」の記述を手がかりにして十四世紀に至るまで、中堂安置の十牀の薬師如来像は、それぞれがそこに安置されて以来、基本的に変更なく伝来してきたことが確認できた。したがって、先行する『四帖秘決』に筆録された慈円の検分にもとづく中堂内安置の薬師如来像十牀について、それらの手印・手勢についての記述は、それぞれの尊容の概要を窺う手がかりとして極めて貴重ということになる。ここで『叡岳要記』『山門堂舎記』『九院仏閣抄』に見える各尊に関する記載情報を加味しつつ『四帖秘決』に筆録された各尊の手印・手勢を抽出・列記してみると次の通りである。

最澄自刻像（等身^{五尺五寸}立像）

右手	第一指を第三指の側に添えて捻じ、余指を伸ばす。
左手	仰掌

惟首自刻像（等身^{五尺五寸}立像）

右手	開掌（施無畏印）
左手	開掌（与願印）

安恵自刻像（等身^{五尺五寸}立像）

右手	（無記載）
左手	（無記載）

七仏薬師像（二尺許立像）

右手	第一指を第三指の側に添えて捻じ、余指を伸ばす。
左手	開掌（与願印）、殊に指先を垂下する。

これらのうち、根本本尊である最澄自刻像の印相・手勢に関して補足しておく、『四帖秘決』の当該条（原文は後掲）には「右の御手は事の外に上にあけて肩にひとし」く、「大指を以て中指の甲のそはを捻じ、小指・水指・頭指これを立たり、左の御手は只た御袖より指し出して、臂を身に付けて掌を仰きて五指をのへて^{但しやこれを用する}、指の先は直く^{さき}に前の方へ向たり」（原文読み下し、以下同じ）と記している。そこに薬壺の所持についての言及がないところから、掌上には薬壺が伴わなかったとみるのが穏当であろう。

ちなみに、現存する平安時代に遡る薬師如来立像で、印相・手勢が完全に根本本尊（最澄自刻像）と合致する尊像は見出せないが、薬壺の有無を別にするとき、右手の一・三指を捻じる作例には京都・長源寺像（一五〇・三センチ、挿図1）、室生寺金堂像（一六四・六センチ）などがある。^(註22) また、左手を仰掌して指先を前方に真っ直ぐ突き出す作例ということであれば、千葉・小松寺像（一四六・二センチ）などがある。

チ)、新潟・貞観園像(一八二・〇センチ、挿図2)、京都・法界寺薬師堂像(八八・八センチ)などをあげることができる。これらのなかで最澄自刻像の丈高「五尺五寸」とも近いということであれば、室生寺金堂像ということになるが、むしろ、中堂本尊像の有する印相・手勢・丈高などすべての要件を兼ね備える作例が見出し難いことに注意を喚起しておきたい(後述)。

なお、『四帖秘決』当該条では安恵自刻像の印相については記さない。しかしながら『山門中堂記』^(註23)「一、本尊印相事」の条には、

挿図2 同 新潟・貞観園

挿図1 薬師如来立像 京都・長源寺

いずれも「与願施無畏」であったことを明記する^(註24)。安恵自刻像の印相は左・右手ともに惟首自刻像と同様であったため、『四帖秘決』当該条では記述を略したと考えるのが自然と思われる。そうとみると、『阿婆縛抄』巻四六・薬師^本に「秘説に云はく、中堂薬師は施願無畏なり、忠師(筆者註Ⅱ忠快)親しくこれを見奉る^(註25)」と記されることについて、忠快(一一六二―一二二七)が親しく「中堂薬師」を見ることができた機会とは、『四帖秘決』において筆録されるように、元久二年(一二〇五)十月における慈円による中堂内安置の尊像検分に際して付き従い帳内に入った時のことを指すようである^(註26)。『阿婆縛抄』が伝える忠快が「中堂薬師」を「親しく見奉りて、像容について言及した尊像とは、印相・手勢から判断すると、それは惟首自刻像もしくは安恵自刻像であったと考えられそうである。忠快は「中堂薬師」と言いつつも、根本本尊と明言はしておらず、根本本尊から意識を逸らせる巧みな誘導をそこに窺うことができるかもしれない。その『阿婆縛抄』巻四六・薬師^本に収められた「中堂図」や『九院仏閣抄』における尊像に関する記載、あるいは、併載された中堂の壇上指図から、この二体の薬師如来像は一時期、「帳」外の南・北両側に安置されていたようであるが、その安置がいつの頃のことであったかは判然としない^(註27)。

一方、天台系七仏薬師像というとき、すぐに平安後期に遡る岩手・赤沢薬師堂像や、これに次ぐ滋賀・鶏足寺己高閣像が想起され、その規範を根本中堂安置の七尊像に求めようとする傾向にある。しかし、印相において赤沢薬師堂像、鶏足寺己高閣像がいずれも右手の

五指を伸ばし胸前で堅掌し、左手は仰掌して掌中に藥壺を載せるの
に對して、『四帖秘決』が伝えるところの中堂安置の七尊像につい
ては、「右手は本佛の如し」とあることから、最澄自刻像と同様に
第一指を第三指の側に添えて捻じ、余指を伸ばしていたものと解さ
れよう。そして、左手は「与願」印を明記するところから、開掌し
て垂下していたと理解できる。わざわざ「殊に指の末を垂下し給へ
り」と記すことを思うと、上述の惟首自刻像および安恵自刻像につ
いて慈円が認識する「常の与願」印とはいささか小異があったよう
でもあり、この二像の左手は軽く「開掌」していたのに対して、七
尊像は、まっすぐに五指を伸ばし垂下していたということであろう
か。加えて、『山門堂舎記』^(註28)では中堂安置の七尊像のいずれもが檀
像であったと伝えるが、「山門根本中堂本尊事」ではそれらが金色
像であったと記す。元久二年に慈円が検分をして以来、建武二年に
恵鎮が検分するまで、尊像の莊嚴に手を加えることはなかったよう
であり、とすれば慈円の検分の時点において当該の七仏薬師像は金
色像であった可能性は排除できない。諸史料から窺われる平安後
期・鎌倉時代の七仏薬師像の造立において表面の仕上げを金色とす
ることが主流であったことを思えば、中堂内安置の七仏薬師像が金
色であったことに^(註29)ついて、ひとまず平安後期まで遡る可能
性を考えておかねばならないであろう。^(註30)

三、事相上の中堂本尊（最澄自刻像）

ところで、かねてより中堂本尊である最澄自刻像の尊容を伝える

ものとして注目されてきたのは光宗（一二七六―一三五〇）撰述の
『溪嵐拾葉集』の以下の記事^(註31)であった。

一、根本中堂、中堂智吉祥印相事、相伝ニ云ハク、左手ハ仰キ掌ヲ中
凹^{くは}メテ横サマニ胸上ニ置レク之ヲ也、右手以ニテ大指ニ捻シ中指ノ辺^{ほとり}ニ少
深^{たか}違ヘタル也、右手ハ左印ノ掌ニ相近ツク事五六寸許也、如^キ二梵
籛印一也、此^レ即チ智吉祥印也、報身説法ノ印也、釈迦靈山ノ聽
法ノ灌頂秘法中ノ智吉祥ト云フハ此ノ事也^{ト云云}、

口ニ云ク、此ノ事者元弘ノ比、法勝寺上人為ニ勅使ト拝見セラ
ルル相也、諸門跡ハ智吉祥印許相承セラル、事有^レ之、屈
而印相持様^{ヲハ}不^ニ知^ルニ及^ハ一也、此ノ印相事不^レ可^ニ口外^ス、誠
有^レリト之云、

又云ク南谷南陽房播州堅者、中堂欲^セムトスル炎上一時拝見^{スル}ニ
相^レ少^シシモ不^レ違^ハ、甚深之旁符合^{ツタヘ}シ了^ス、

或ハ一説ニ曰ク、与願施無畏印ナリ、忍願少ク屈^{スト}云ヘリ、此ノ相
如何ト、示^テ云ク御厨子外ノ戸帳ノ内ノ左右ニ尊有^レ之、其ノ仏ノ印
相也、是^レハ別仏也、此ノ事本仏不^ニ拝見^セ者歟、不便之誓在^レ之、
不^レ可^ニ口外^ス者也、口^{ナリト云云}、（返り点等論者）

これに拠れば、中堂本尊は左手を仰掌し、掌中を凹めて胸上付近
で横に（すなわち、第五指の外側を胸上に向けて）構え、右手は第一・
三指を交差させて捻じるとともに、仰掌する左手に近づけるもので
あり、それは「智吉祥印」と呼ばれる印相であったという。そし

て、この印相・手勢に通じる薬師如来像の平安・鎌倉時代の作例として、いずれも坐像ではあるが、大阪・獅子窟寺像、兵庫・栄根寺像、滋賀・西教寺客殿像などが知られる。^(註32)これらのうち、獅子窟寺像、西教寺客殿像の右手はいずれも五指を開いて堅掌とするが、栄根寺像では、その第一・三指を捻じ、余指を伸ばしており（挿図3）、光宗が伝えるところの「智吉祥印」と適合している。

ただし、ここで注意を要するのは、当該条の傍らに「口に云はく、此の事は元弘の頃（論者註一三三二～一三三四）、法勝寺上人（論者註Ⅱ恵鎮）勅使となりて拝見せらるる相なり」とあり、それはここに史料翻刻（後掲）をして提示した建武二年十二月における中堂本尊の検分のことを指すであろう。既に確認したように慈円による元久二年の検分以来、建武二年の法勝寺恵鎮の検分においても中堂内安置の尊像の状況に変わるところはなかった。したがって、中堂

挿図3 薬師如来坐像 兵庫・栄根寺

本尊（最澄自刻像）の印相・手勢の実相は、前節で確認したように、右手については肩先付近で第一・三指を捻じ、余指を伸ばして堅掌し、左手は肘を体側に付けて仰掌し、掌上に薬壺を載せずに指先を前方にまっすぐ向けていたことになる。光宗が『溪嵐拾葉集』に伝えるところの中堂本尊の印相とは明らかに異なっていた。そしてここに至って問題としなければならないのは、このような異伝がどのように発生し、受容をみたかにある。

そのことを考えるうえでの手がかりは、やはり『四帖秘決』当該条に筆録された中堂本尊の印相・手勢についての記事にあるう。以下に関係箇所を改めて原文で示しておきたい。^(註33)

和上被^レ仰云、拜^{コト}見^{スルニ}中堂ノ本尊^一奇異ノ事アリ、見^{ルニ}印相^一初門釋迦ノ印也、右御手^ハ以^二大指^一中指ノ甲ノソハヲ捻^{シテ}小指水指頭指立^レ之タリ、左御手^ハ只御袖^{ヨリ}指出^{シテ}臂^ヲ身^ニ付^テ掌^ヲ仰^テ五指^ヲノヘテ^{但稍屈之}ユヒノサキヲ直^ニ前ノ方ヘ向^{タリ}、初門ノ印^ハ左手^ハ横^ニ置^ク心^ニ、是^ハ不^レ而、只指^シ出^{タル}ママニテ指^ヲノヘタリ、右ノ御手^ハ事外^ニ上^ニアケテ肩^ニヒトシ（以下略）

すなわち、慈円は中堂本尊の検分に際して目の当たりにした尊容が、聞き及んでいた「左手は横にして心に置く」という「初門釋迦ノ印」ではなく、「左御手は只だ御袖より指し出して、臂を身に付けて掌を仰きて五指をのへて^(但しやこれを屈す、)ゆひのさきを直に^(指先)前の方へと向けたリ」という「初門釋迦ノ印」であったと記している。

しかも、そこには明記されないが、慈円が聞き及んでいたであろう右手についても、『溪嵐拾葉集』が伝えたような左手先に近づけたものであった可能性がある。それゆえ慈円はわざわざ「右の御手は事の外に上に^(※)あけて肩にひとし^(※)」と特記したものと思われる。とすれば慈円が聞き及んでいた「初門釋迦ノ印」とは、のちに光宗が言うところの「智吉祥印」と何ら変わりはないということになる。そして、この「智吉祥印」が真言・天台ともに釈迦の印相と認識されていたことも重要である。^(註34)もとより慈円の理解を支えていたのは天台で受容をみた釈迦・薬師同体説にもとづくことはいまでもないが、見過せないのは、慈円が検分に及んで認知した実相の「初門釋迦ノ印」も、それまでに聞き及んでいた「初門釋迦ノ印」も、両手指先の「かたち」そのものはいずれも同じであった点にある。慈円がそれらとともに「初門釋迦ノ印」と認識する前提として、十二世紀の静然撰『行林抄』、あるいは先行する長宴（一〇一六～八一）撰『四十帖決』において「初門釋迦ノ印」を「初門の釈迦の左手鉢なり、右手吉祥印は、初成道の時の説法吉祥印なり、謂はく火空相ひ捻するは是れ報身説法の印なり^(註35)」と説かれていたことへの理解^(註36)があったようであり、かの印相が「初成道の時の説法吉祥印なり」と認知されることを重視するならば、坐像であったということも導き出されるであろう。ただし、慈円の驚きは専らその手勢が異なっていた点にあり、そのことを慈円自らの「初門釋迦ノ印」についての理解が最澄のそれに対する理解に及んでいなかったと受け止め、その落差に衝撃を覚えて「中堂の本尊を拝見するに奇異の事あり」と

言わしめたようにも思われるのである。

なお、中堂本尊があらわすと考えられていた、後に光宗が『溪嵐拾葉集』において明確に呼称を伝えた「智吉祥印」の解釈が一つに限定されるものでなかったことは、井上一稔氏が本格的な考察に及ばれた京都・勝持寺像^(註37)（挿図4）に窺うことができる。井上氏は勝持寺像の志向の行き着く先を中堂本尊に求め、勝持寺像が造顕をみた頃には先行して中堂本尊が同じ姿であらわされていたのではないかと想定された。しかし、当時においても中堂本尊の姿は改変されることなく、慈円そのひとが検分に及んで実相を記録に留めたままの姿であり、入れ替わり等の変更がなかったことを思うとき（上述）、むしろ、勝持寺像は中堂本尊の像容をそのままに再現するの

挿図4 薬師如来坐像 京都・勝持寺

ではなく、中堂本尊が「智吉祥印」をもってあらわされているという認識に立脚しながらも、この「智吉祥印」を独自に理解し、それを造形に及ぼして両手の第一・三指を捻じ、右手を上にして伏掌し、左手をその下方において仰掌する様態をもってあらわし得たように考えるのである。^(註38) ほかに関作が乏しいこともその解釈の独自性に起因するのではなからうか。

ちなみに、かの光宗が記録を伝えることを門流の要とする「記家」に属したことに關して、かつて俗慈弘氏は「記家は勿論比叡山の記録故實を得意とし、むしろそれを専門とするものであるが、然しなからたゞ単なる記録者ではなく、たゞ所謂翰墨の家ではなかった。記録故實の一々にみな秘説を認め口傳を説いて、これが相承傳授せられ、而してこれを學問の對象とし、進んでまた佛道修行の要諦とすらしめたものであった」と指摘された。^(註39) 光宗が述べるところの中堂本尊（最澄自刻像）に関わる「智吉祥印」についても俗慈弘氏が指摘するような記家の秘説のなかでの変容であったと捉えることも出来ない訳ではない。しかしながら、同様の理解は慈円その人が検分に及ぶまで中堂本尊に想定していたと思われる「初門釋迦印」にも窺うことができ（概述）、さらにこれを遡ってそのような印相・手勢と適合するとみられる薬師如来坐像の作例として兵庫・栄根寺像の存在を考慮に入れるならば、後に慈円が指摘した「初門釋迦印」や光宗が述べるところの「智吉祥印」と呼称を替えたつても、そのような手勢についての理解は、栄根寺像が造頭をみたと思われる九世紀末ないし十世紀初め頃にまで遡り得るであろう。そして、そ

の一方で鎌倉時代に至って中堂本尊の様態が「智吉祥印」をあらわすという認識にもとづきながらも、「智吉祥印」に独自の解釈を施して再現した結果、全く異なる印相・手勢をもって顕現し得たのが勝持寺像であったということになる。

もとより、天台系の薬師如来造像にあつては中堂本尊に直接規範を求め再現を目指すのではなく、十世紀後半には釈迦・薬師同体説にもとづき西塔釈迦堂本尊・釈迦如来坐像と東塔一乗止観院根本中堂薬師如来立像を同体とみなし、直接、この東塔の中堂本尊の姿に抛らず、西塔釈迦堂の金色釈迦如来坐像に倣い、金色の坐像をもって造頭することで中堂本尊を志向しようとする動向が認められた。しかも、それは中堂本尊が厳格な秘仏であつたための代替的な措置ではなく、ひとつの天台事相として昇華をみたうえでの理解に立脚する造像であつたろうと論者は指摘するに至っている。^(註40) そのことを思うとき上述の俗慈弘氏の指摘は十三世紀後半から台頭してきた天台記家のありように限定されるものでなく、むしろ広く天台系の薬師如来造像においては、遙かに時代を遡らせて同様の指摘をなし得るものと考えるのである。

日本彫刻史研究では、総じて規範となる根本像を念頭に置きつつ、如何にこれに接近し再現してゆくかという観点に立つて造像や造形を考えようとする傾向にある。しかし、天台系薬師如来像の造頭にあつては、事相的解釈をとまなつて中堂本尊が理解されるところに、単純に中堂本尊の「かたち」をそのままに写し（≡移し）取つて、原像（中堂本尊）へと志向・回帰することを目指したのではな

く、むしろ中堂本尊を起点として、そこから多様な薬師如来像の表現・造形へと開かれて行ったところに、その特徴を見出し得るよう
に考えるのである。とすれば薬師如来立像の平安・鎌倉時代の現存
作例において、中堂本尊の印相・手勢、丈高など、そのすべての要
件を満たして適合する尊像がひとつとして見出し得ないことについ
ても同様の理解が求められるのではなからうか。

註

- (1) 初出は『国宝延暦寺根本中堂^及重要文化財^{中堂}回廊修理工事報告書』国宝
延暦寺根本中堂修理事務所、一九五五年（のち、毛利久『日本仏像史研
究』法蔵館、一九八〇年に所収）。
- (2) 企画展「比叡山麓の仏像」会期は二〇〇三年十月四日～十一月十六日。
- (3) 註2の企画展『図録』図版五一、解説六八頁。
- (4) 山本勉『南北朝時代の彫刻 唐様の仏像と伝統の残照（日本の美術
四九三）』至文堂、二〇〇七年、五九頁。
- (5) 津田徹英『平安密教彫刻論』第七章の註101、中央公論美術出版、
二〇一七年、三六九～三七〇頁。
- (6) 熟覧は平成二十七年六月二十三日（火）に行い、字句を改めて確認すべ
く平成二十九年十二月八日（金）に実施した。
- (7) 三千院門跡資料室編、同門跡円融房出版部、一九八四年、一三～一四頁。
- (8) 『三千院円融藏文書目録』に記載をみる三千院本の書誌を記しておく
以下の通り（原文通り横書きとした）。

8 山門中堂本尊事 1巻

（内題）山門根本中堂本尊事
（包紙）〔渋谷〕建武二年中堂本尊安置記

巻 4枚 26.4cm

恵鎮白筆、

（奥）建武2年（1335）乙亥12月10日記之

納其箱底了

法勝寺沙門恵鎮記

なお、『三千院円融藏文書目録』当該書誌に示された建武二年の恵鎮の
奥書識語では「納其箱底了」と記すが、無動寺本では「納于箱底了」と
なっている。

- (9) 註8参照。
- (10) 文字に及ぶ虫食いまで影写する箇所は次の通り（括弧内の数字は後掲翻
刻の行番号を示す）。
- (11) 『恵』（16）、「三」（25）、「註」（30）、「壇」（33）、「雖」（38）
- (12) 『昭和現存天台書籍綜合目録』下巻、一〇七四頁上段。
- (13) 『山門堂舎記』では「件像者、治安二年七月、入道大相國^{造長}造立之、同
十一月廿四日、以大師供請僧百口供養也、導師永昭律師」と記すが、『叡
岳要記』では「本願主関白准三后太政大臣道長、口傳云（中略）治安三
年十一月十四日供養、座主院源、導師興福寺永昭僧都（以下略）」と記
す（いずれも群書類従本に拠る）。また、『阿婆縛抄』巻四六（薬師本）
では「治安元年七月九日入道大相國奉造十二神将」と記す（『大正新脩
大藏經』図像8—一〇五〇b）。
- (14) 「十二神将次第」の字句は目を凝らして眺めると「十二」の文字のみ墨
色を微妙に違えてやや文字が小さくなっており、この二文字は追筆と判
断した。ただし、豪實その人の追筆であったかどうかは判断がつかない。
このほか、本文中に校異が入る24行目の「左^北南^南」^北、25行目の「右^南北^北」^南

についても同様である。

- (15) 註23で詳述する永享七年（一四三五）をさほど隔てない頃に成立したようである『根本中堂記』には「長講^{承智}云、當時御帳外南北二鉢薬師者」云々という条文が存在するが（無動寺本 一六丁ウー一七丁オ）、建武二年の検分に同行した「長講」と同一人物かどうかは判然としない。

- (16) 註1の毛利久前掲論文（『日本仏像史研究』 九六頁）。

- (17) 当該の引用史料において、註1の毛利久前掲論文の初出以来、「金銅大防」と表記されているが、「金銅大防」の誤写と判断した。

- (18) 註1の毛利久前掲論文（『日本仏像史研究』 九六頁）。なお、この毛利論文では無動寺蔵・叡山文庫保管の享和二年（一八〇二）、貞超（豪實）書写本に依拠したようである。

- (19) 群書類従本に拠る。

- (20) 『続天台宗全書』密教3・經典註釈類Ⅱ、天台宗典編纂所、一九九〇年、所収（三五九―三六〇頁）。

- (21) 註23で触れる『根本中堂記』には、この建武二年の「山門根本中堂本尊事」に名前が出てくる「叡憲」（30行目）に仮託したと思われる「御厨子帳内安置事^{叡憲説云々}」という一条が見える（無動寺本 十二丁オ）。そこには「但、恵鎮上人奉拝見之如彼ノ説者、本佛ノ外二尺許^{ナル}像九鉢^{云々}」とあり、記述の内に叡山内にあって、当該「山門根本中堂本尊事」の存在が知られていたように思われる。

- (22) 長源寺像、室生寺金堂像の天台系薬師如来像としての意義については、以下の論文がある。

清水善三「長源寺薬師像について」『佛教藝術』一〇一号、毎日新聞社、一九七五年（のち、加筆改訂のうえ「十世紀彫刻の諸相（二）―天台薬師の一形式・長源寺薬師如来像を中心として―」と改題して、同『平安彫刻史の研究』中央公論美術出版、一九九六年に収録）。

西木政統「室生寺金堂薬師如来立像と天台系薬師如来」『日本橋学館大学紀要』一三号、二〇一四年。

延暦寺根本中堂安置の薬師如来像の尊容をめぐる覚書

- (23) 無動寺蔵・叡山文庫保管。文政十年（一八二七）十月、豪實書写本に拠る。本書には永享七年（一四三五）二月五日の火災で中堂安置の薬師如来像のすべてが灰燼に帰したことを踏まえた記事が散見する。その再興時に中堂本尊への関心が高まったことを承けての編纂であったように思われる。ただし、その情報源となったものは年記をとまなう引用類から、多くは南北朝から室町（十四世紀）頃の先行書や口決類であったようである。なお、東大史料編纂所には明治十九年十一月、延暦寺に採訪し、十二月に謄写を完了した旨を奥書識語に残す同題の影写本が架蔵されており、それは『昭和現存天台書籍綜合目録』下巻（一〇七四頁）に見える「叡山天海蔵」本であったようにも考える。ただし、無動寺本の方が史料編纂所の影写本（及び、その原本）より誤字の類が少ない。

- (24) 『山門中堂記』「一、本尊印相事」の原文を提示しておく以下の通り（無動寺本九丁ウ）。

本佛 長五尺五寸 傳教大師^{等身云々}、尺、當大師ノ中間、

印相 恵手火空掄^{釈迦}、左ノ手開^テ垂^ル左^ニ薬師、

南方、安恵和尚作^{五尺五寸}、印相与願施無畏、

北方、惟首和尚作、勢分少^シヒキシ、印相^ハ与願施無畏、戒方少^シ屈^ス、

- (25) 『大正新脩大蔵経』図像8―一〇四七a。

- (26) 『四帖秘決』の当該箇所を示しておく、「奉^レ拜^二本尊^一、長講一人指^テ紙燭^ヲ一參ス、又、忠快・豪圓等同參入ス、四人共入^二帳内^一」と記す（註20の『続天台宗全書』密教3・經典註釈類Ⅱ、三六〇頁）。

- (27) 『大正新脩大蔵経』図像8―一〇五〇b、『群書類従』本。なお、清水擴「平安時代の延暦寺―乗止観院とその安置仏」『建築史学』四四号、同学会、二〇〇五年（のち、同『延暦寺の建築史学的研究』中央公論美術出版、二〇〇六年に所収）では、帳外南北安置の二尊を惟首ならびに安恵自刻像とは別の客仏とみなしている。

- (28) 『山門堂舎記』の当該箇所を『群書類従』本で示しておく、「同佛像七軀」の割注に「立高各二尺、並壇像^{イマ}、本願主不知誰人」と記載する。

(29) 西木政統「滋賀・鶏足寺の天台系七仏薬師如来像」『MUSEUM』六六八号、東京国立博物館、二〇一七年。

(30) なお、中堂本尊（最澄自刻像）の実相を考えるうえで、奥武夫氏は義真が最澄の遺言に基づき像に彩色を施したことを史実と認めつつも、『溪風拾葉集』が伝える朱衣に丸文様を散らすことが、『大正新脩大藏經』76—185—b、義真の時代にまで遡るかどうかが疑問を呈された（『清凉寺釈迦如来像（日本の美術五二三号）』至文堂、二〇〇九年、五三—五四頁）。その『溪風拾葉集』の記述について、註15、21、23で言及した『山門中堂記』「一、中堂三軀薬師佛事」（無動寺本 六丁オ）には「一軀、頭光五枚、身光六枚、金色身像、打物間青色也、御裳紺色、御袈裟赤色、裏青色、文蓮円也、御座宝蓮華也、立高五尺五寸、身金色衣彩色、大師御作、三身即一佛也」の一文の直前に「御廟御遺告云」を明記している。『溪風拾葉集』の当該条は光宗そのひとの言説ではなく、出典を伏せての孫引きであったと判断する。この「御廟御遺告」を御廟大師とも称された良源の遺告とみるか、最澄そのひとの遺言を指すかは判断がつかないが、天台系の薬師如来立像の着衣に丸文を配する例は平安末期には確認できることから（津田徹英「資料紹介 東北の仏像（五）岩手・大光寺の薬師如来立像」『佛教芸術』二六二号、毎日新聞社、二〇〇二年）、ひとまず、この「御廟御遺告」も最澄または良源に仮託した平安後期、もしくはそれ以降の述作と考えておきたい。

(31) 『大正新脩大藏經』76—185—b。

(32) なお、獅子窟寺像の両手はともに前膊半ばの手首寄り以下先が後補となるようであり、また、栄根寺像では両手首先を後補とするようであるが、いずれもその手勢を勘案して、もとのかたちを踏襲すると考えておきたい。

(33) 註20の『統天台宗全書』密教3・經典註釈類Ⅱ、三六〇頁。

(34) 井上一稔「京都大原野・勝持寺本尊薬師如来坐像考—慈円・薬師行法との関係—」『佛教藝術』三三二号、毎日新聞社、二〇一三年。

(35) 『大正新脩大藏經』76—13a、『同』75—185—0a。『行林抄』と『四十帖決』当該条は同一文であり、『行林抄』当該条の冒頭にみえる「師傳云」とは『四十帖決』そのものを指すようである。なお、後者に関して『大正新脩大藏經』本は底本が善本ではなかったようであり誤字誤読が多く、引用は前者に拠った。

(36) なお、その理解の前提として、条文中の「鉢」印について、菩提流支訳「一字仏頂輪王經」卷三が「如来鉢印」を「先ツ以テ右手ノ當レテ心ノ仰掌シ、次ニ以テ左手ノ覆レ合セ右手ノ掌上ニ、其ノ左ノ小指頭ヲ與ニ右大指頭ニ相ヒ挂テ、其ノ左ノ大指頭ヲ與ニ右小指頭ニ、相ヒ挂テ」（『大正新脩大藏經』19—24—b）と説くことなどを踏まえつつ、（左手の）「鉢」印が五指を揃え伸ばして掌を凹め仰ぐという理解に及んでいたものと思われる。

(37) 註34の井上一稔前掲論文。

(38) 註34の井上一稔前掲論文で指摘されたように、やや後世の弘安七年（二二八四）に天台の澄円が撰述した『白宝抄』には「經五云ク、加持供物印云ハ空水輪持^{スナリ}、是レ謂ル吉祥印^{ト云}、以テ此案^{スルニ}之ヲ、以テ右手ノ作^ス吉祥印^一故歟、重疑^{フニ}云ク、両手作^ス同^シ印^一時、尚名^{ツク}智吉祥印^ト、又問^{フニ}、付^ニ此^ノ印^一空水相^ヒ捻^ス、或ハ空火、或ハ空風^ト異^ル也、有^{ラム}何ッ故^一乎、家ノ大事也、可^レ訪^ニ慈覚智證ノ門^一葉^一也、且^ツ可^レ見^ニ対受記第四^一歟」（『大正新脩大藏經』図像10—187c）と述べており、「智吉祥印」の印相は当時においても天台系において揺れがあったことが窺える。その一方で、真言系では平安末期の勝賢記・守覚法親王輯『秘抄』卷一「釈迦法」において「根本印^{喜名印}、二手舒^ニ五指^ニ屈^ニ中指^ヲ以テ大指^ヲ押^セ指^ノ甲^ヲ、二羽作^シ此^ノ印^一、上^ニシテ右^ヲ而覆^セ之^ヲ、下^ニシテ左^ヲ而仰^ケレ之^ヲ、両印勿^レ相^ヒ著^一クルコト」（『同』78—1487c）と説かれており、それはまさしく勝持寺像に適う釈迦の「智吉祥印」として説かれていた。上述の澄円の指摘を勘案するならば、勝持寺像は天台系において釈迦・薬師同体説に立脚しつつ、『秘抄』に見えるような説を取り込みつつ独自の理解にもとづきつつ「智吉祥印」の印相選定に及んだの造形であったという解釈が出

来そうである。

(39) 裕慈弘『日本仏教の開展とその基調(下)』三省堂出版、一九五三年、二四九頁。

(40) 註5の津田徹英前掲論文(同『平安密教彫刻論』三五七頁)。

〔付記1〕無動寺本「山門根本中堂本尊事」の閲覧・翻刻に当たり叡山文庫より格別のご高配を得た。また、大津歴史博物館寺島典人氏からは、この無動寺本に關していろいろご教示を得た。ここに記して謝意をあらわす次第であります。なお、小稿は科学研究費基盤研究(A)「仏像の表象機能に關わる総合的調査研究―空間・莊嚴・胎内に着目して」(研究代表者 東北大学名誉教授有賀祥隆)の成果の一部である。

〔付記2〕青山学院大学での非常勤講師は、神奈川県立金沢文庫より東京国立文化財研究所(現、東京文化財研究所)に移った一九九九年の九月からであり、それは同月より浅井和春先生がサバティカルでアメリカへ一年滞在されるということ、その間のゼミ(卒論指導を含む)、学部教授の授業を受け持つことから始まった。リリーフは翌年の、サバティカルを終えて帰国される直前の七月までであった。そして次の年からは数年に及んで厚木で学部の一年生を対象とした授業をふたコマ受け持つこととなり、二〇〇三年からは青山において大学院の授業をひとコマに絞って受け持ち、今日に及んでいる。実に十九年と数ヶ月に及んで途切れることなく、その間、浅井先生は若輩者である私をいつも暖かく見守っていただくとともに、折々の学生さんたちと一緒にたき経験の蓄積となった。本当に、浅井先生から受けた学恩はどんなに感謝と御礼の言葉を尽くしても尽せないように思います。

(本学非常勤講師／独立行政法人
国立文化財機構 東京文化財研究所文化財情報資料部長)

延暦寺根本中堂安置の薬師如来像の尊容をめぐる覚書

翻刻「山門根本中堂本尊事」

以下に無動寺所蔵・叡山文庫保管の「山門根本中堂本尊事」(文政七年、豪實写)を翻刻する。その際、次の点に配慮をした。

- 一、行取りは本文通りとし、各行の冒頭に行番号を算用数字で示した。
- 二、紙継ぎの箇所は「」で示し、その下に括弧を付して第何紙目に相当するかを示した。
- 三、文字は極力、原文の表記を尊重した。なお、当て字と思われる箇所に右傍にママを付した。
- 四、見せ消しの箇所には当該文字の左傍に、を付してこれを示した。
- 五、追筆箇所には、当該文字を「」で括り、右傍に(追筆)を明記した。
- 六、読点は原文には存在しないが、翻刻に際し恣意に付したものである。

〔外題〕

辰廿四

山門根本中堂本尊事

「(見返し)」

〔本紙端裏書〕

山門中堂本尊事

圓融房藏 領函

〔本文〕

- 1 山門根本中堂本尊事
- 2 大日本國人王第九十五代建武二年乙亥十二月
- 3 七日根本中堂失火出現^{云々}、始者令炎上之
- 4 由座主宮<sup>于時梨下妙法院
門主尊造二品大王</sup>御奏聞之間 今上御
- 5 仰天、即惠鎮令祇候于御前、申云當堂回祿者

6 承平五年三月六日也、是第十二座主法性房尊意
7 贈僧正治山 朱雀天皇御宇也、云、國主云山務
8 皆以不聊尔、況末代不及力事歟云々、而重中堂

「(第1紙)

9 無為、但奉移本尊於虛空藏尾彼岸所云々
10 上下喜之、即座主有御參、此座主有御登山
11 可被奉立本尊之由 勅定、惠鎮同令登山可
12 令奉行云々、此時青蓮院二品大王慈道仰裏
13 二品前大僧正慈嚴御祇候于御前、各被同申上了、
14 紫宸殿南面御所也、惠鎮令領狀申入訖、仍翌日
15 八日早旦座主宮御登山、惠鎮同令登山宿金輪
16 院畢、惠鎮用行水着淨衣 先參中堂之處、
17 昨日七日即為宿老等之沙汰於本尊者奉返入云々、
18 次參座主御所門融房被公仰云、即可有御入堂蒙
19 勅免之上、奉立本尊之樣、臨時物念沙汰非無不宣、
20 以次可有御拜見、上人又蒙 勅免了、同可令入
21 堂云々、奉仰即退出令參堂、座主同御參堂、
22 先有正西間入御内陣、次惠鎮同入内陣有正面、北間入了、
23 多年宿望一時滿足、宿習開發無物于取喻、
24 先被立直十二神將任最初次第、正面六躰、左 北南殿
25 右南北殿方各三躰被立之、本尊後方西方不被立之、
26 以毘毘將為子神、被立北方三躰之中畢、三条

「(第2紙)

27 大仏師堯円法印登山折節精進之間、被召具之
28 即被許入堂了、十二神將等所令指南也、寺家宰
29 相權少僧都兼運、勸學院權少僧都定海、慈護
30 坊叡憲註記故成藥房義源法印日記相承、依仰每事奉行了、
31 遍照光院僧正坊仲内惣奉行了、
32 其後被出、諸人被召一長講西谷為指南、惠鎮
33 先燃蠟燭登壇上人御入帳御拜見本尊了、其
34 次第先長講登壇上方登壇、次惠鎮登壇上、
35 次座主御登壇上了、次長講引開御帳、良方
36 入御帳内、惠鎮同入、次座主入御御有御、酌、各親奉
37 拜見生身靈像了、宿運有無之測而可知者也、
38 凡日比内陣入堂雖有其望、終以不達之恨而涉
39 年了、而今匪啻達入内陣之本望、結句正奉
40 拜見生身之本尊之条、宿福甚厚生、值此事
41 言語忽絕、感涙難禁者也、昨日雖奉立御光
42 尚加了見、奉立直了之了、御座蓮花散々飛、可
43 有其沙汰歟、御帳四方皆障子也、而經年序之、
44 同悉以朽損了、但至正面者以銅被作格子了、
45 御本尊長五尺五寸、此外内陣七仏藥師七躰
46 在之、長一尺七八寸許歟、皆以金色也、是法全和尚
47 御作覺大師御相承云々、又藥師二躰在之、長自
48 七仏藥師少大歟、是誰人作ト不知之云々、仍帳

「(第3紙)

- 49 内薬師十躰在之、此等之次第惣不可及口外、
 50 次座主恵鎮同退出了、座主即被始行薬師
 51 供、其後仰東塔檀那院正覚房法印觀蒙
 52 令相統七十日被修薬師供了、以座主御行法
 53 為動座云々、凡中古慈鎮和尚御拝見以来其
 54 例希歟、就中恵鎮久遁交衆令隠居之
 55 處被許拝見之条、雖喜宿習之深厚
 56 是又朝旦餘身者也、賢政賤者耻之、乱政
 57 富者耻也云々、凡雖為非学非行之澁質
 58 只以謂一流弘通每申、預御優恕 天憐之
 59 至、不知等謝、誠是可謂願樂至深、芳名遠
 60 所歟、可貴々々、可喜々々而已、
 61 建武二年十二月十日記之、納于箱底了
 62 法勝寺沙門恵鎮記之
 63 (追筆)
 「十二」神将次第
- 64 文政七年甲申六月下旬日拝借 座主梶井宮
 65 御文庫之古書令書写之者也
 66 台嶽執行探題僧正 豪實
 (花押)

└ (第4紙)

└ (第5紙)
 └ (卷留紙)

【表1】諸史料にあらわれた延暦寺東塔一乗止観院根本中堂安置の薬師如来像

『叡岳要記』 薬師仏像 立高五尺五寸 身金色衣文綵色 伝教大師自造、 依先大師遺言、修禪大師 自身金色衣文綵色云々	『九院仏閣抄』 本尊薬師木像一軀 立像長五尺五寸 身金色衣文綵色 伝教大師自手造也	『山門堂舎記』 薬師仏木像二軀 立高各五尺五寸 並身押金衣文綵色 件像 一軀者、伝教大師伐虚空蔵尾 自倒之木像也^矣 一軀者、座主惟首和尚所造^矣	『四帖秘決』第二帖「中堂事」 等身ノ立像也 御身金色衣文綵色也 初門釋迦印（右御手ハ以大指ヲ中指ノ 甲ノソハラ捻シテ小指水指頭指立之 タリ、左御手ハ只御袖ヨリ指出シテ臂ヲ 身ニ付テ掌ヲ仰テ五指ヲノヘテ^{但指屈之} ユヒノサキヲ直ニ前ノ方ヘ向タリ、初 門ノ印ハ左手ハ横ニ置ク心ニ、是ハ不而、 只指シ出タルママニテ指ヲノヘタリ、 右ノ御手ハ事外ニ上ニアケテ肩ニヒト シ）	『山門根本中堂本尊事』 御本尊 長五尺五寸
薬師仏像一軀 高五尺三寸 身金色衣文綵色 本願主第六座主惟首和尚 手自所造立也	薬師木像一軀 立像長五尺五寸 身金色衣文綵色（中略） 惟首和尚造之	（記載なし）		等身像一體 立給ヘリ、其ハ常ノ與願施無畏ノ印也
薬師仏像一軀 高五尺 身金色衣文綵色 本願主延暦寺別當正三位 行刑部卿兼武蔵守勲六等 大伴宿禰國道、天台第四 座主安恵和尚（中略）手 自所造立也	薬師木像一軀 長五尺五寸 身金色衣文綵色（中略） 俗別當參議伴宿禰國道 願大師、檀越安恵御作	今一體等身像		七仏薬師七軀 長自七仏薬師少大歟 是誰人ノ作ト不知之
七仏薬師像七軀 各立高二尺（中略） 不知本願主誰人云々	薬師木像七軀 立像高二尺（中略） 願主不分明	薬師仏像七軀 立高二尺並壇像 本願主不知誰人	身長二尺許ノ七佛同立像也 印相ハ右手ハ如本佛、左手ハ與願也、 殊ニ指ノ末ヲ垂下シ給ヘリ	七仏薬師七軀 長一尺七八寸許歟 皆以金色也